

国 官 地 第 3 0 号
国 官 技 第 8 1 号
国 営 計 第 6 7 号
平成 1 3 年 3 月 3 0 日

最終改正 平成 3 1 年 3 月 2 9 日 国 地 契 第 6 8 号
国 官 技 第 4 4 0 号
国 営 計 第 1 6 5 号

総務部長
各地方整備局長企画部長 あて
営繕部長

国 土 交 通 省 大 臣 官 房 地 方 課 長
国 土 交 通 省 大 臣 官 房 技 術 調 査 課 長
国 土 交 通 省 大 臣 官 房 官 庁 営 繕 部 営 繕 計 画 課 長

入札監視委員会の運用上の留意点について

入札監視委員会の設置及び運営については、「入札監視委員会の設置及び運営について」（平成13年3月30日付け国官会第1431号、国官地第27号）のとおり定めたところであるが、その運用について別紙のとおり定めたので通知する。

別 紙

入札監視委員会の運用上の留意点について

第 1 委員会の運営について

(1) 委員の委嘱期間について

委員会の審議の硬直化を防ぐ観点から、委員の委嘱期間は概ね 5 年以内とすることが望ましい。

(2) 各部会の議事運営について

各部会の議決方法その他の議事運営に関する事項は、部会の定めるところによるものとするが、別添のとおり、「入札監視委員会第一部会標準議事運営要領」を定めたので、参考とされたい。

第 2 定例会議について

(1) 抽出事案の説明について

抽出事案に係る説明は、入札・契約方式ごとに次の事項を記載した資料を提出して行うものとするが、事務手続の効率化の観点から添付資料等は必要最小限のものとし、部会の効率的運営を図るため説明は簡潔に行うこと。

① 工事

ア 一般競争入札方式の場合

- a 工事名
- b 工事概要
- c 競争参加資格及びその資格をどのように設定したかの説明
- d 競争参加資格を確認した者の数
- e 競争参加資格がないと認めた者がいた場合、その理由の説明
- f 入札者数
- g 入札経緯及び結果の説明

イ 工事希望型競争入札方式の場合

- a 工事名
- b 工事概要
- c 工事のランク
- d 技術資料の提出を要請した業者数
- e 技術資料の提出を要請した業者を選定した考え方の説明
- f 入札者数
- g 入札経緯及び結果の説明

ウ イ以外の指名競争入札方式の場合

- a 工事名
- b 工事概要
- c 工事のランク
- d 指名業者数
- e 対象ランクの業者の中から指名業者を指名した考え方の説明
- f 入札者数
- g 入札経緯及び結果の説明

エ 随意契約方式の場合

- a 工事名

- b 工事概要
- c 随意契約にした理由
- d 契約の相手方
- e 契約金額
- f 落札率

なお、抽出事案については当該工事の施工体系図及び下請代金額が明記されているものを資料として提出すること。

② 建設コンサルタント業務等

ア 一般競争入札方式の場合

- a 業務名
- b 業務概要
- c 競争参加資格及びその資格をどのように設定したかの説明
- d 競争参加資格を確認した者の数
- e 競争参加資格がないと認めた者がいた場合、その理由の説明
- f 入札者数
- g 入札経緯及び結果の説明

イ 公募型競争入札方式及び簡易公募型競争入札方式の場合

- a 業務名
- b 業務概要
- c 手続への参加資格及び業務実施上の条件を満たす参加表明書の提出者数
- d 指名業者数
- e 参加表明書を提出した業者の中から指名業者を指名した考え方の説明
- f 入札者数
- g 入札経緯及び結果の説明

ウ イ以外の指名競争入札方式の場合

- a 業務名
- b 業務概要
- c 指名業者数
- d 指名業者を指名した考え方の説明
- e 入札者数
- f 入札経緯及び結果の説明

エ 公募型プロポーザル方式及び簡易公募型プロポーザル方式の場合

- a 業務名
- b 業務概要
- c 契約の相手方
- d 手続への参加資格及び業務実施上の条件並びにその資格及び条件をどのように設定したかの説明
- e 参加表明書提出者数並びに参加表明書提出者のうち d に定める資格及び条件を満たすと認められた者の数
- f 参加表明書を提出した業者の中から技術提案書の提出者を選定した考え方の説明
- g 技術提案書の提出者数
- h 技術提案書を提出した業者の中から技術的に最適なものを特定した考え方の説明
- i 契約金額

- j 落札率
 - オ 標準プロポーザル方式の場合
 - a 業務名
 - b 業務概要
 - c 契約の相手方
 - d 業務実施上の条件及びその条件をどのように設定したかの説明
 - e 技術提案書の提出者の選定数
 - f 技術提案書の提出者を選定した考え方の説明
 - g 技術提案書の提出者数
 - h 技術提案書を提出した業者の中から技術的に最適なものを特定した考え方の説明
 - i 契約金額
 - j 落札率
 - カ 参加者の有無を確認する公募手続を行った契約方式（参加意思確認書の提出者のうち応募要件を満たすと認められる者がいたもの（特定法人等（参加者の有無を確認する公募手続について（平成18年9月28日付け国官会第935号）記2(1)に定める特定法人等をいう。以下同じ。）の名称を公示しなかったもので、特定法人等のみが参加意思確認書を提出してきたものを除く。以下同じ。））の場合
 - a 業務名
 - b 業務概要
 - c 業務の実施に必要な特殊な技術又は設備等の内容及びそれを有している者が一人しかないと判断して参加者の有無を確認する公募手続を行った理由の説明
 - d 契約の相手方
 - e 応募要件及びその要件をどのように設定したかの説明
 - f 参加意思確認書提出者数及び参加意思確認書提出者のうち応募要件を満たすと認められた者の数
 - g 技術提案書の提出者数
 - h 技術提案書を提出した業者の中から技術的に最適なものを特定した考え方の説明
 - i 契約金額
 - j 落札率
 - キ 参加者の有無を確認する公募手続を行った契約方式（カに定める方式以外のもの）の場合
 - カ a から f まで並びに i 及び j に掲げる事項
 - ク 随意契約方式の場合（エ、オ、カ及びキの場合を除く）
 - a 業務名
 - b 業務概要
 - c 随意契約にした理由
 - d 契約の相手方
 - e 契約金額
 - f 落札率
- ③ 役務の提供等及び物品の製造等
- ア 一般競争入札方式の場合
 - a 業務名
 - b 業務概要

- c 競争参加資格及びその資格をどのように設定したかの説明
- d 競争参加資格を確認した者の数
- e 競争参加資格がないと認めた者がいた場合、その理由の説明
- f 入札者数
- g 入札経緯及び結果の説明
- イ 指名競争入札方式の場合
 - a 業務名
 - b 業務概要
 - c 業務のランク
 - d 指名業者数
 - e 対象ランクの業者の中から指名業者を指名した考え方の説明
 - f 入札者数
 - g 入札経緯及び結果の説明
- ウ 企画競争方式の場合
 - a 業務名
 - b 業務概要
 - c 契約の相手方
 - d 企画競争参加資格要件及びその要件をどのように設定したかの説明
 - e 企画提案書提出者数及び企画提案書提出者のうち企画競争参加資格要件を満たすと認められた者の数
 - f 企画提案書を提出した業者の中から最適なものを特定した考え方の説明
 - g 契約金額
 - h 落札率
- エ 参加者の有無を確認する公募手続を行った契約方式（参加意思確認書の提出者のうち応募要件を満たすと認められる者がいたもの）の場合
 - a 業務名
 - b 業務概要
 - c 業務の実施に必要な特殊な技術又は設備等の内容及びそれを有している者が一者しかないと判断して参加者の有無を確認する公募手続を行った理由の説明
 - d 契約の相手方
 - e 応募要件及びその要件をどのように設定したかの説明
 - f 参加意思確認書提出者数及び参加意思確認書提出者のうち応募要件を満たすと認められた者の数
 - g 企画提案書の提出者数
 - h 企画提案書を提出した業者の中から最適なものを特定した考え方の説明
 - i 契約金額
 - j 落札率
- オ 参加者の有無を確認する公募手続を行った契約方式（エに定める方式以外のもの）の場合
 - エ a から f までに掲げる事項
- カ 随意契約方式の場合（ウ、エ及びオの場合を除く）
 - a 業務名
 - b 業務概要
 - c 随意契約にした理由
 - d 契約の相手方

e 契約金額

f 落札率

(2) 指名停止等の運用状況の一覧表について

定例会議に提出する指名停止等の運用状況一覧表には、定例会議の開催の前々月以前3箇月の間に新たに指名停止を受けたものがあつた場合、その者の名称、指名停止期間及び指名停止理由等を記載したものとする。

(3) 談合情報等の対応状況資料について

定例会議に適宜提出する談合情報等の対応状況資料には、定例会議の開催の前々月以前3箇月の間に談合情報等があつた場合、その内容、対応状況等を記載したものとする。

第3 小グループの会議について

小グループにおける抽出事案の説明については、第2(1)に準じて行うこと。

第4 事務局について

(1) 委員会の庶務及び委員の委嘱等の事務等については、主任監査官及び総括調整官が行う。委員会の庶務の統括は主任監査官が行う。

(2) 第一部会に係る定例会議に関する事務及び再苦情の申立ての受理については、主任監査官が行う。

また、第一部会に係る再苦情処理会議に関する事務の統括及び定例会議における具体的な抽出事案に関する説明等の処理は、契約管理官及び技術開発調整官が行う。

別 添

入札監視委員会第一部会標準議事運営要領

(定足数及び議決)

第1条 定例会議及び再苦情処理会議（以下「会議」という。）は、部会の委員総数の過半数以上の出席がなければ、開催することができない。

2 会議の議事は、出席した委員の過半数で決する。可否同数のときは、部会長が決する。

3 緊急やむを得ない事情があり、前2項の会議が開催できない場合には、同項の規定にかかわらず、部会長は、書類の回議をもって会議に替えることを決することができる。

(再苦情の申立ての却下)

第2条 地方整備局長は、次の各号に掲げる再苦情の申立てについて却下することができる。

なお、地方整備局長が却下の決定を行った場合は、次回の会議において報告すること。

一 申立期間を徒過したもの

二 苦情の申立てを行っていない者から再苦情の申立てがあつたもの

三 苦情の申立てを却下された者から再苦情の申立てがあつたもの